

パネルディスカッション 社会福祉法人が直面する課題と会計専門家の役割について

令和6年11月15日
厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課
社会福祉法人経営指導専門官
鈴木 翔太

社会福祉法人の監査について

社会福祉法人の監査について
社会福祉法人の監査 1/3

社会福祉法人に関連する監査にも色々あります。
 目的や基準など、内容がそれぞれ違います。

内容	行政の監査		監事監査	会計監査人監査	内部監査
	法人指導監査 (法定受託事務)	施設指導監査 (自治事務)			
法的位置 付け	社会福祉法 56条第1項	各制度による	社会福祉法 45条の18第1項	社会福祉法 45条の19第1項	法律上規定な し
監査対象 の中心	法令又は通知等に 定められた遵守すべ き事項	法令又は通知等に 定められた遵守すべ き事項	理事の職務執行 計算関係書類	計算関係書類	従業員の職務 執行
組織体制	記載なし	記載なし	独任制が前提	組織監査が前提	組織監査が前 提
基準	・社会福祉法人指 導監査実施要綱及 び指導監査ガイド ライン（以下「指導 監査ガイドライン等」）	・国の基準を踏まえ て所管する自治体 が作成した基準	・自主作成基準 ・監査役監査基準 （（公社）日本 監査役協会）等	・監査基準 等	・経営者の作成 した内部監査 基準

三様監査における監査役の役割 獨協大学 法学部教授 高橋 均 をもとに作成している。

<https://www.eyjapan.jp/library/issue/info-sensor/2018-01-03.html>

指導監査 (一般監査)

- ・適正な法人運営
- ・指摘と改善報告の受領
- ・指導監査ガイドライン
- ・3年に1回、決算後に実施

監事監査

- ・理事の職務執行の監査
- ・理事の違法行為差止権
- ・自主作成の基準
- ・随時、決算前に実施

会計監査人監査

- ・計算書類の適正性監査
- ・監事への通報義務
- ・監査基準 等
- ・随時、決算前に実施



◆ 目的が違う

◆ 権限が違う

◆ 従う基準が違う

◆ タイミングが違う

社会福祉法人の監査について
社会福祉法人の監査 3/3

会計監査の実施又は会計専門家の活用と指導監査との関係

法人類型	指導監査		
	周期	監査事項	
		Ⅲ管理 3会計管理	I 組織運営
①特定社会福祉法人	5年に1回	省略	簡素・効率化
②-1 会計監査人による監査(定款規定)	5年に1回	省略	簡素・効率化
②-2 公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査(定款規定なし)	5年に1回	省略	簡素・効率化
③財務会計に関する内部統制の向上支援	4年に1回	省略	簡素・効率化
④財務会計に関する事務処理体制の向上支援	4年に1回	省略	—

計算関係書類等のチェックについて

計算関係書類等のチェックについて
基本的なチェック項目 1/3



マイナス残高とはならない。

資金収支計算書「事業活動収入計」「事業活動支出計」、事業活動計算書「サービス活動収入計」「サービス活動費用計」、貸借対照表「資産の部合計」「負債及び純資産の部合計」は、マイナス残高とはなりません。

法人単位 事業活動計算書

	当年度	前年度
サービス活動収益		
サービス活動費用		
サービス活動増減差額		
サービス活動外収益		
サービス活動外費用		
サービス活動外増減差額		
経常増減差額		
特別収益		
特別費用		
特別増減差額		
当期活動増減差額		
前期繰越活動増減差額		
当期末繰越活動増減差額		
次期繰越活動増減差額		

法人単位 貸借対照表

資産の部			負債の部		
	当年度末	前年度末		当年度末	前年度末
流動資産			流動負債		
固定資産			固定負債		
基本財産			純資産の部		
土地			基本金		
建物			国庫補助金等特別積立金		
その他の固定資産			〇〇積立金		
〇〇積立資産			次期繰越活動増減差額		
			(うち当期活動増減差額)		
			純資産の部合計		
資産の部合計			負債及び純資産の部合計		



内部取引消去が正しく表示されていない。

- ・事業区分間、または拠点区分間の内部取引は、収入(収益)＝支出(費用)となるため、内部取引消去の合計額は「0円」となります。
- ・貸借対照表の場合、内部取引した資産＝内部取引した負債となるため、内部取引消去の「資産の部合計」＝「負債及び純資産の部合計」となります。

社会福祉事業区分 資金収支内訳表

勘定科目	〇〇拠点	△△拠点	××拠点	合計	内部取引消去	事業区分合計
事業活動収入計						
事業活動支出計						
事業活動資金収支差額						
施設整備等収入計						
施設整備等支出計						
施設整備等資金収支差額						
事業区分間繰入金収入						
拠点区分間繰入金収入	10,000			10,000	-10,000	
その他の活動収入計	10,000			10,000	-10,000	
事業区分間繰入金支出						
拠点区分間繰入金支出			10,000	10,000	-10,000	
その他の活動支出計			10,000	10,000	-10,000	
その他の活動資金収支差額					0	
当期資金収支差額合計					0	

「その他の活動収入計」－
 「その他の活動支出計」＝0
 のため、
 結果、当期資金収支差額合計が0円となります。

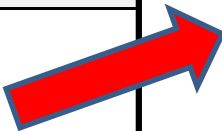
前期末支払資金残高						
当期末支払い資金残高						

現金預金残高が0円とはならない。

- ・現金預金残高が0円となっている主な理由として、「現金預金」以外の勘定科目（例えば「現金」「預金」等）で計上している場合が挙げられます。
- ・計算書類の勘定科目において、勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合に限り追加できるものとされていますが、「現金」「預金」等は「現金預金」に包含されるため、やむを得ない場合には該当しません。（小区分として「現金」「預金」等の勘定科目を追加することは問題ありません。）
- ・財務諸表等電子開示システムにおける経営状況等の分析が適切に行われな
い可能性があります。

法人単位 貸借対照表

資産の部		
	当年度末	前年度末
流動資産		
現金預金	0	
現金	10,000	
普通預金	200,000	
事業未収金	350,000	
...		



資産の部	
	当年度末
流動負債	
現金預金	210,000
事業未収金	350,000
...	

会計監査人監査について (社会福祉法人の会計監査人に関するアンケート結果)

会計監査による効果（会計処理編） 1/4

◆ 会計監査及び予備調査で発見に至った会計処理の誤り

多くの法人で、会計監査により会計処理の誤りが発見されて、計算書類の承認前に修正をしています。適正な財務報告に向け、改善されていることが判明しました。

	回答数	誤りの発生割合 (%)	修正合計額（百万円） 上段：収益、下段：費用
法人数	520		
下記のAからKのうち、一つ以上の誤りがあった法人	275	52.9%	18,543 -42,756
ア. 減価償却（国庫補助金等特別積立金取崩額を含む）の計算について	126	24.2%	6,234 -5,837
イ. 退職給付引当金について	75	14.4%	6,135 -8,573
ウ. 賞与引当金、徴収不能引当金について	183	35.2%	3,025 -6,782
エ. 資産の評価損や有価証券の評価損益について	61	11.7%	1,501 -4,881
オ. 収益及び費用（人件費、事業費、事務費）への発生主義（実現主義）の適用について	106	20.4%	1,356 -2,278
カ. 基本金について	36	6.9%	290 -14,402

表には平成28年度より前の会計年度において、任意の会計監査で指摘されて修正した内容も含まれている

会計監査による効果（会計処理編） 2/4

◆ 会計監査及び予備調査で発見に至った会計処理の誤り

平成28年度に任意で会計監査を受けている法人、受けていない法人で、誤りの発生割合と修正額を比較したところ、顕著な差がありました。平成28年度は任意になりますが、会計監査のアプローチが適正な財務報告に有効であることを示しています。

質問No.1-6.平成28年度の会計の専門家の利用状況を選択してください。	回答法人数	誤りの発生割合 (%)
回答合計	520	
①平成28年度に任意で会計監査を受けていた法人（※）	144	
うち、質問として個別に設定した会計処理6項目の中で一つ以上の誤りがあった法人	37	25.7%
②平成28年度に任意で会計監査を受けていなかった法人（※）	376	
うち、質問として個別に設定した会計処理6項目の中で一つ以上の誤りがあった法人	238	63.3%

表には平成28年度より前の会計年度において、任意の会計監査で指摘されて修正した内容も含まれている。

※ No.1-6.の選択肢を次のように分類している。

- ① 1_任意で会計監査を受け、「独立監査人の監査報告書」を入手した（厚生労働省：会計監査人による監査に準ずる監査と同程度であると予想される。）
- ② 2_監査契約締結前の予備調査を受けた、3_外部の会計専門家による会計指導業務等を受けた、4_外部の会計専門家による記帳代行業務を依頼した、5_外部の会計専門家の税務申告業務を利用した、6_外部の会計専門家の1から5までの複数の業務を利用した、7_外部の会計専門家は利用せず、監事が会計専門家だった、8_会計専門家の業務を利用しなかった（回答無し2件を含む）

会計監査による効果（会計処理編） 3/4

◆ 計算書類が誤っていること、過年度修正を繰り返すことによる不利益

特定社会福祉法人の平成29年度の計算書類を厚生労働省で調査したところ、20%弱の法人が過年度の会計処理の誤りを修正（以下、「過年度修正」とします。）していました。今回のアンケートでは、会計監査で会計処理の誤りが発見された割合は約50%であり、計算書類に明示されない過年度修正や当年度の会計処理の誤りが相当程度存在し、大きく改善されていることが明らかになりました。

計算書類の誤りのうち、特に費用の計上漏れは、たとえば次のように不利益に作用しますから、誤りは意思決定に影響を与えない程度におさえる必要があります。

1. 各経営実態調査やアンケート調査に誤りが入り込む
2. 純資産が過大に計上され、多額の内部留保があるように見える

また、一般的に過年度修正は財務会計に係る業務処理の整備・運用状況の不備を示しますから、信頼が低下します。

➡ 継続して会計監査を受け、計算書類の作成段階で会計処理の誤りを修正し、再発しないよう適時に業務を改善し続けることが、全ての利害関係者にとって重要です。

会計監査による効果（会計処理編） 4/4



会計専門家のその他の業務と誤りの発生割合

平成28年度に任意で会計監査を受けず、外部の会計専門家の業務を利用していると回答した法人については、誤りの発生割合が40%台まで改善される傾向を確認しています。

会計監査は、従うべき実施基準として監査基準等が整備されています。一方、会計指導業務やコンサルティング業務等は強制される実施基準はありません。そこで、厚生労働省は、会計監査を受けない法人向けに「会計監査及び専門家による支援等について」（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）の別添1「財務会計に関する内部統制向上支援業務報告書」及び別添2「財務会計に関する事務処理体制向上支援業務報告書」を、標準的な報告書としてお示ししています。

これらの報告書は、業務に強制される実施基準ではありませんが、日本税理士会連合会や日本公認会計協会の協力を受けて作成しており、充実した内容となっています。



会計指導業務やコンサルティング業務など、実施基準のない会計専門家の業務についても、通知でお示した別添1又は別添2の報告書を活用することにより、業務の質が安定し、さらなる法人の改善につながると考えられます。

まとめ

- 特に会計監査人非設置の法人については、ミスが多く、不正が起きやすい傾向にある。さらに今後は、会計人材の確保も課題となってくることが予想される。
- 会計処理の誤りが発生する原因として、一般的にはマンパワーに制約がありチェック体制が脆弱、ITの導入が遅延し経理業務が属人化等がある。
- 当該会計処理の誤りを事前に発見・是正するための対応策としては、以下のような事項が考えられる。
 - ①法人内部での経理機能の強化、チェック体制の構築
 - ・セミナー等の受講
 - ・拠点間での共有
 - ・適切な引継ぎの実施
 - ②外部専門家等による支援
 - ・監査の実施
 - ・財務会計に関する内部統制・事務処理体制の向上支援
 - ・決算指導等